○環境省令第十一号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十条及び第四十一条第一項に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

環境大臣　浅尾慶一郎

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第三（第二十六条関係）	**別表第三**（第二十六条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
六価クロム　一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	六価クロム　一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下
（略）　（略）	（略）　（略）
別表第四（第二十六条及び第五十八条の三関係）	**別表第四**（第二十六条及び第五十八条の三関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
六価クロム化合物　一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下	六価クロム化合物　一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
（略）　（略）	（略）　（略）
大腸菌数　一ミリリットルにつき日間平均八〇〇コロニー形成単位以下	大腸菌群数　一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下
（略）　（略）	（略）　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定及び別表第四の改正規定（同表の六価クロム化合物の項中「一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下」を「一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下」に改める部分に限る。）は、令和八年四月一日から施行する。

○防衛省令第八号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において読み替えて準用する同法第一条第二号及び第二条第一項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）附則第十八項の規定により読み替えて適用する同令第二十四条第五号の規定に基づき、防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則及び若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

防衛大臣　中谷　元

防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則及び若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令

（防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部改正）

第一条　防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署）	（法別表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署等）
第二条　法第五条において読み替えて準用する法第一条第二号の防衛大臣が定めるものは、別表に掲げる官署とする。	**第二条**　法第五条において読み替えて準用する法第一条第二号の防衛大臣が定めるものは、別表に掲げる官署とし、同号の防衛大臣が定める区域は、一般職に属する国家公務員の例による。